

第10 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

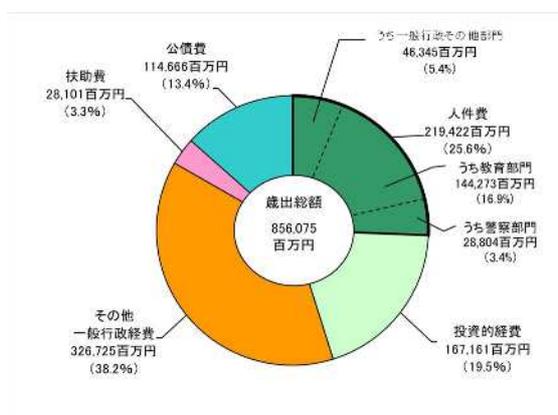
1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口 (R6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の 人件費率
R5年度	人 1,576,361	千円 856,075,115	千円 16,394,446	千円 219,422,203	% 25.6	% 24.7

- (注) 1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。
- 2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を令和5年度普通会計決算で示したものである。
- 3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬，職員に支給される給料及び手当，地方公務員共済組合負担金，退職手当，恩給及び退職年金，災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）

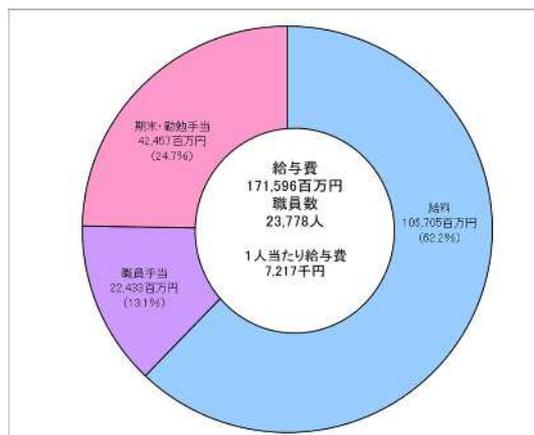


(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B / A	(参考) 都道府県一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
R5年度	人 23,778	千円 106,705,990	千円 22,433,297	千円 42,457,026	千円 171,596,313	千円 7,217	千円 6,872	

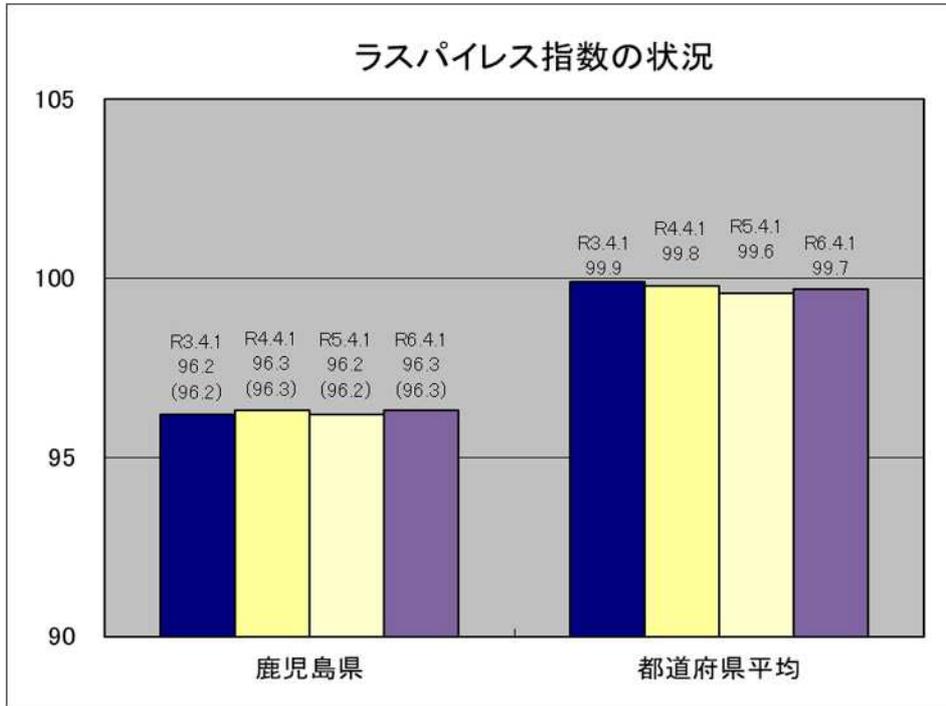
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員（短時間勤務），定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員，暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

職員給与費の状況（普通会計決算）



(3) ラスパイレス指数の状況

令和6年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合、96.3となっており、47都道府県の中では低い水準（全国46位）となっている。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R6年度	円 365,419	円 354,247	円 11,172	% 3.15	% 3.15	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R6年度	月 4.58	月 4.50	月 0.08	月 4.60	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表改定時期：平成 27 年 4 月 1 日

平均引き下げ率：2 %

経過措置：人事委員会の報告を踏まえ、平成 30 年 3 月 31 日で終了する給与制度の総合的見直しに伴う経過措置について、激変緩和措置（平成 30 年 4 月 1 日以降、毎年度 3 千円を上限として段階的に減額する措置を 3 年間実施）を講じる。

② 地域手当の見直し

国に準じて改正を行っており、東京都特別区において勤務する場合 20% の地域手当が支給されることとなるが、鹿児島県内において地域手当の対象となる勤務地はない。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	43.3歳	313,600円	392,834円	344,584円
国	42.1歳	323,823円	同右	405,378円
都道府県平均	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鹿児島県	57.0歳	161人	314,500円	357,110円	334,349円	-	-	-	-
うち運転技師	58.0歳	38人	297,500円	340,411円	315,400円	乗用自動車 運転者	61.8歳	196,300円	1.73
うち道路整備員	57.8歳	25人	319,700円	363,900円	347,812円	-	-	-	-
うち技術補佐員	56.2歳	64人	319,400円	366,608円	341,684円	-	-	-	-
うち介助員 (特別支援学校)	56.6歳	32人	319,400円	353,397円	331,456円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	同右	330,553円	-	-	-	-
都道府県平均	53.9歳	(平均) 149人	308,506円	363,394円	339,367円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
鹿児島県	- 円	- 円	-
うち運転技師	5,428,532円	2,516,800円	2.16
うち道路整備員	- 円	- 円	-
うち技術補佐員	- 円	- 円	-
うち介助員 （特別支援学校）	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年の3ヶ年平均）。

（乗用自動車運転者については鹿児島県データである。）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	47.5歳	384,000円	442,841円
都道府県平均	44.8歳	370,607円	432,659円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	45.8歳	369,100円	428,971円
都道府県平均	41.8歳	356,431円	412,158円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
鹿児島県	38.5歳	323,300円	440,937円	356,878円
国	41.8歳	328,209円	同右	388,322円
都道府県平均	39.3歳	334,004円	475,875円	383,957円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	196,700円	196,200円
	高校卒	167,100円	166,600円
技能労務職	高校卒	174,200円	—
	中学卒	155,700円	—
高等学校 教育職	大学卒	220,300円	—
	短大卒	195,300円	—
小・中学校 教育職	大学卒	220,300円	—
	短大卒	198,200円	—
警察職	大学卒	221,400円	227,600円
	高校卒	192,300円	191,800円

(注) 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。

2 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。（以下同じ）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,172円	357,044円	377,895円	394,342円
	高校卒	247,560円	319,874円	354,651円	368,727円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	309,400円	312,743円
	中学卒	— 円	279,700円	300,600円	300,350円
高等学校 教育職	大学卒	328,198円	403,572円	427,436円	436,666円
	短大卒	299,300円	343,656円	395,606円	415,974円
小・中学校 教育職	大学卒	328,922円	398,319円	419,057円	430,401円
	短大卒	304,773円	381,270円	407,211円	423,744円
警察職	大学卒	297,759円	388,191円	415,925円	419,203円
	高校卒	274,827円	354,126円	397,651円	412,219円

(注) 技能労務職のうち、経験年数10年の高校卒、中学卒及び経験年数20年の高校卒は該当職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

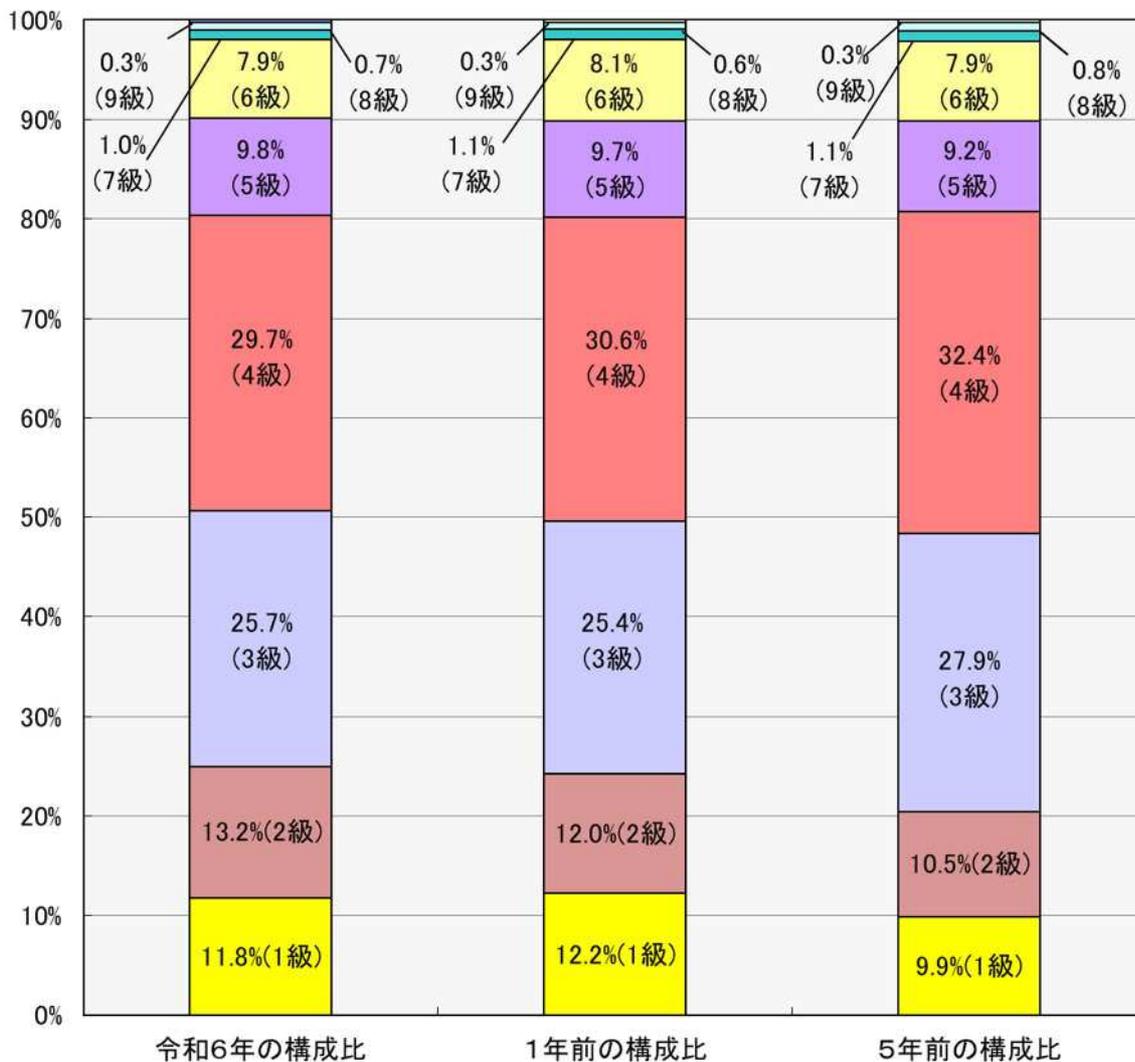
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長・局長	15人	0.3%	461,200円	530,400円
8級	局長・次長	33人	0.7%	411,400円	471,300円
7級	次長・課長	52人	1.0%	366,500円	447,400円
6級	課長・課長補佐	397人	7.9%	324,000円	412,500円
5級	課長補佐	489人	9.8%	296,200円	395,100円
4級	係長	1,489人	29.7%	272,400円	383,100円
3級	主査・技術主査	1,286人	25.7%	241,600円	352,000円
2級	主事・技師	662人	13.2%	208,600円	306,100円
1級	主事・技師	589人	11.8%	162,600円	250,100円
		5,012人	100.0%		

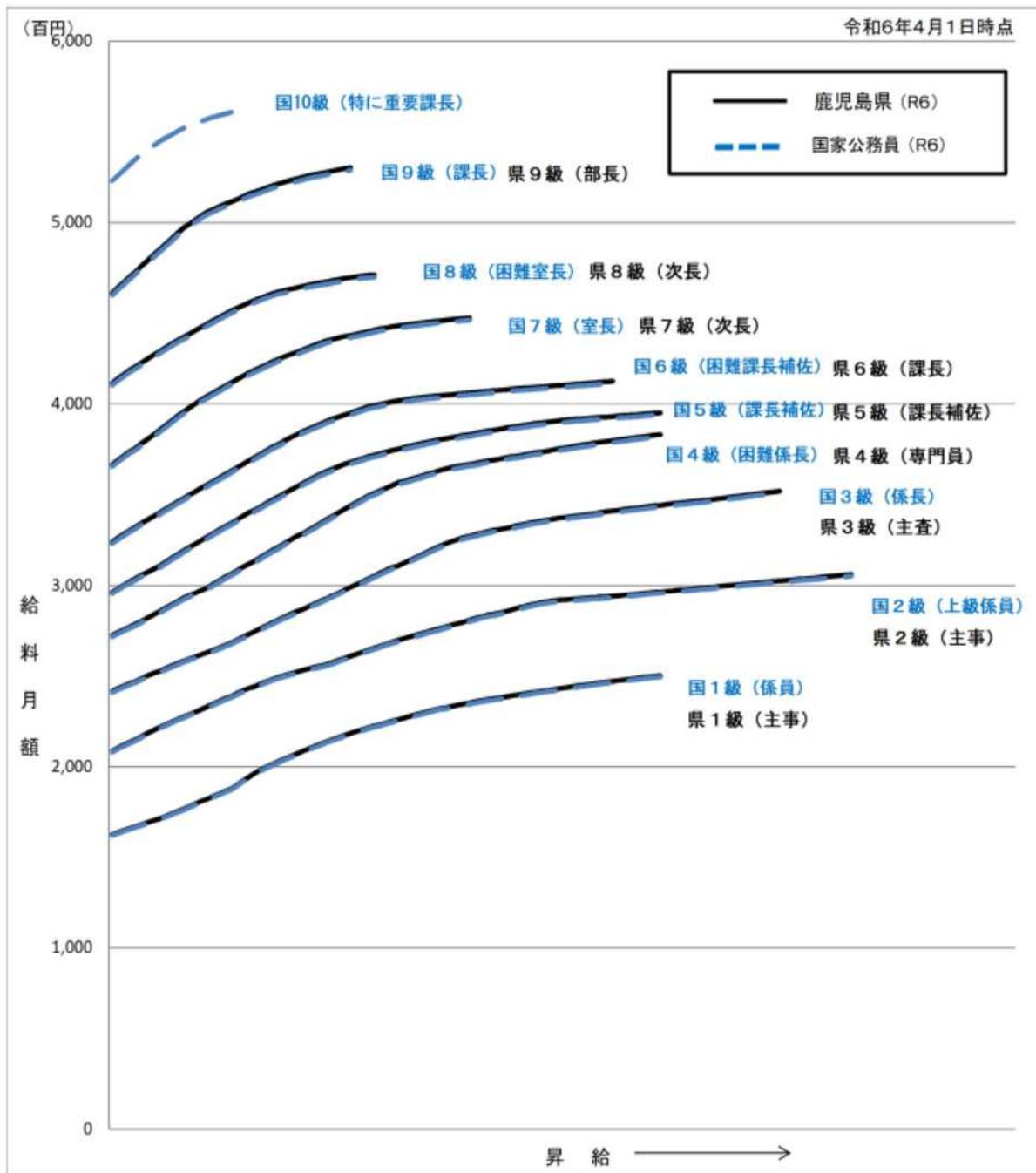
(注) 1 鹿児島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鹿児島県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位, 標準, 下位の区分	○	○	○	○
上位, 標準の区分				
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,695千円		—	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿児島県）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

鹿 児 島 県		国	
（支給率）	自己都合 24.586875月分 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	応募認定・定年 24.586875月分 33.270750月分 47.709月分 47.709月分	同左
令和5年度全職種 1人当たり平均支給額	（自己都合） 2,864千円 （応募認定・定年） 22,193千円	—	—

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		66,972千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）		778,000円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	29人	20%
大阪市	16%	10人	16%
名古屋市	15%	1人	15%
福岡市	10%	5人	10%
岐阜市	6%	1人	6%
金沢市	3%	3人	3%
長崎市	3%	1人	3%
医師	16%	26人	16%
平均支給率	16.3%	—	16.3%

(注) 「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,031,231 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		115,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		37.4 %		
手当の種類（手当数）		51		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
< 知事部局 >				
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	20,480千円	日額 (外勤) 750円 (内勤) 650円
防疫等作業手当	①保健所等に勤務する職員 ②保健所等に勤務する臨床検査技師等	①感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ②病理細菌検査等業務	1,664千円	①日額 290円 ～380円 (危険加算100/100) ②日額 400円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	1,063千円	日額 290円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	82千円	日額 250円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	207千円	日額 400円 ～700円
社会福祉業務手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	28,424千円	日額 640円 (児相職員は1,000円)
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	388千円	日額 300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	22千円	日額 290円
精神保健業務手当	保健所に勤務する職員等	在宅精神障害者の訪問指導等	203千円	日額 290円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	11,454千円	日額 600円
火薬類等取締手当	危機管理防災局危機管理課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	32千円	日額 250円
土木現場等作業手当	環境林務部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	12,300千円	日額 220円 ～400円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	365千円	日額 720円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	0千円	1時間1,900円 (危険加算440円)
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	3,298千円	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	179千円	日額 580円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	46千円	日額 250円
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	50千円	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課，水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し，漁業取締り等の業務に従事	1,337千円	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	3,114千円	日額 300円 (①国が指定した地域高規格道路のうち，自動車専用道路区間及び②1日交通量5万台以上かつ片側3車線以上の区間を有する路線③動物死骸処理に直接従事した場合で行う道路補修作業の場合350円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	従事する職員	異常な自然現象により重大な災害が 発生し、若しくは発生する恐れのある 現場において行う巡回監視	102千円	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等 手当	農業開発総合センター、家畜 保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	318千円	日額 250円
麻薬取締手当	くらし保健福祉部薬務課に勤 務する麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条 第5項若しくは第56条第1項の 規定による業務又は拳銃訓練に 従事	1千円	日額 (昼) 550円 (夜) 800円
＜教育委員会＞				
多学年学級担当 手当	小・中・義務教育学校の2の学年 の児童又は生徒で編制されている 学級を担当する教育職員	小・中・義務教育校の複式の学 級における授業、指導に従事	32,727千円	日額 290円
教員特殊業務手 当	小学校，中学校，義務教育学 校，高等学校又は特別支援学 校に所属する教諭，養護教諭 又は栄養教諭等で，教育職給 料表（二）又は（三）の1級 又は2級の者	①非常災害時等緊急業務 ②修学旅行等引率業務 ③対外運動競技等への引率業務 ④部活動指導業務	415,067千円	日額 ①7,500円 ～8,000円 (特に甚大な被害の場合は 16,000円) ②5,100円 ③5,100円 ④2,700円
教育業務連絡指 導手当	小学校，中学校，義務教育学 校，高等学校又は特別支援学 校に所属する教諭，養護教諭 又は栄養教諭のうち，支給規 則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	125,553千円	日額 200円
夜間管理手当	農業，工業又は水産に関する 学科を有する高等学校におい て当該教科を担当する教頭又 は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	3,646千円	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教 育職員（通信教育課程本務者 を除く）	面接指導	11,337千円	1時間 2,110円
乗船実習指導手 当	水産に関する学科を置く高等 学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	1,043千円	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	29,838千円	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校 職員	漁ろう実習	1,144千円	1航海 (売払代金-手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
< 警察本部 >				
犯罪予防等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ①警視以下の警察官（管理職員を除く） ②少年補導職員	①犯罪の予防若しくは捜査，被疑者の逮捕等の作業 ②少年の補導作業	72,932千円	日額 ①560円 ②320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①現場鑑識作業 ②その他の犯罪鑑識作業	6,615千円	日額 ①560円 ②280円
看守・護送作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置場に留置された者の護送の作業及び保護室における被保護者の監視作業	5,795千円	日額 240円
交通捜査等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	41,495千円	日額 310円 ～1,260円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	50,812千円	日額 340円
航空機操縦作業 手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機の操縦を担当する警察官	航空機の操縦作業	3,223千円	1時間5,100円 (危険加算670円)
航空機整備作業 手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機及び保守器材の整備を担当する職員	航空機及び航空機保守器材の整備作業	1,256千円	日額 1,410円
死体処理作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち， ①検視室長，検視官 ②①以外の職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	35,788千円	1体 ①3,200円 ②1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務 作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	夜間（午後10時～翌日午前5時）の業務	98,069千円	1回 410円 ～980円
危険物取扱等 作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①火薬類取締法等による立入検査等作業 ②爆発物の遮へい等の処理作業 ③特殊危険物処理作業 ④特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ハブ捕獲等作業	104千円	①1日 250円 ②1件5,200円 ③1日2,600円 ～4,600円 ④1日 250円 ⑤1件 800円
緊急呼出作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後9時～翌日午前5時）を含む時間に，支給対象作業に従事した場合	2,131千円	1回 1,240円
航空機搭乗作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ①航空機整備担当者 ②①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	2,438千円	1時間 ①2,200円 ②1,900円 (危険加算①550円 ②440円)
潜水作業 手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	48千円	1時間 310円 ～1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業等	265千円	日額 420円 ～1,680円 (東日本大震災関係) 日額 660円 ～40,000円 (東日本大震災関係以外 の原子力災害及び特定 大規模災害) 日額 ～40,000円
側近警衛等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	①天皇・皇后・上皇・上皇后・皇太子・皇太子妃・皇嗣若しくは皇嗣妃の側近警衛 ②その他の皇族の側近警衛・警護対象者の警護	1,208千円	日額 ①1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収集作業等	0千円	日額 800円
銃器等犯罪捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕等	18千円	日額 820円 ～1,640円
用地交渉手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し、現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	0千円	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
犯罪予防等通訳作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に伴う通訳の作業	0千円	日額 560円
船舶警ら等作業 手当	生活安全部地域課及び奄美警察署に勤務する職員のうち、船舶警ら等の作業を担当する職員	警ら、犯罪の捜査、警戒警備又は救難若しくは救助の作業	133千円	日額 340円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	4,627,827 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	508 千円
支給実績 (令和4年度決算)	4,775,478 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	519 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額（47,100円～137,700円）	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,483,907千円 675,000円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額（39,700円～72,800円）			
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師【医(一)】：支給限度額 月額415,600円 獣医師：支給限度額 月額 60,000円	異	獣医師を支給対象	146,328千円 1,037円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	異		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	配偶者 月額 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		3,017,399千円 281,000円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額28,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同		2,357,723千円 303,000円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同		
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円 (通勤距離が95km以上の場合)	異	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円(60km以上)を上回る額を支給	2,908,891千円 170,000円
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円	同		909,126千円 586,000円
特勤勤務手当	離島等の生活不慣れた地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	月額：給料等×支給割合(25/100～4/100)	異	給料等の算出方法が異なる	
		※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100,移転後6年目2/100)	異	給料等の算出方法等が異なる	
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れた地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。(小・中学校)	月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100,移転後6年目2/100)			3,522,591千円 929,000円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。 ・地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×8/100 ・農業開発総合センターの普及指導員、森林技術総合センターの林業普及指導員、水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×6/100			69,181千円	321,000円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)	同		270,214千円	119,000円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(135/100)	同		597,728千円	451,000円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。 ・一般の宿日直勤務 4,400円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 21,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,100円/回	同		94,877千円	146,000円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。 週休日等 平日夜間 ・部長級 12,000円/回 6,000円/回 ・次長級 10,000円/回 5,000円/回 ・課長級 8,000円/回 4,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 3,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同		4,473千円	79,000円
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。 ・滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・〃 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・〃 60日を超える期間 3,970円(5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 ()はその他の施設に宿泊する場合。			0千円	0円
義務教育等教員特別手当(教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。 級号給に応じ2,000円～8,000円を支給			1,007,478千円	71,000円
定時制通信教育手当(教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。 月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円			12,745千円	271,000円
産業教育手当(教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。 月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円			122,486千円	322,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,240,000円
	副 知 事	970,000円
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	知 事	(令和6年度支給割合) 3.40月分(20%加算措置あり)
	副 知 事	(令和6年度支給割合) 3.40月分(20%加算措置あり)
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 1,240,000円×2/3×勤続月数= 39,679,999円 (任期毎) (48月)
	副 知 事	970,000円×1/2×勤続月数= 23,280,000円 (任期毎) (48月)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=8月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

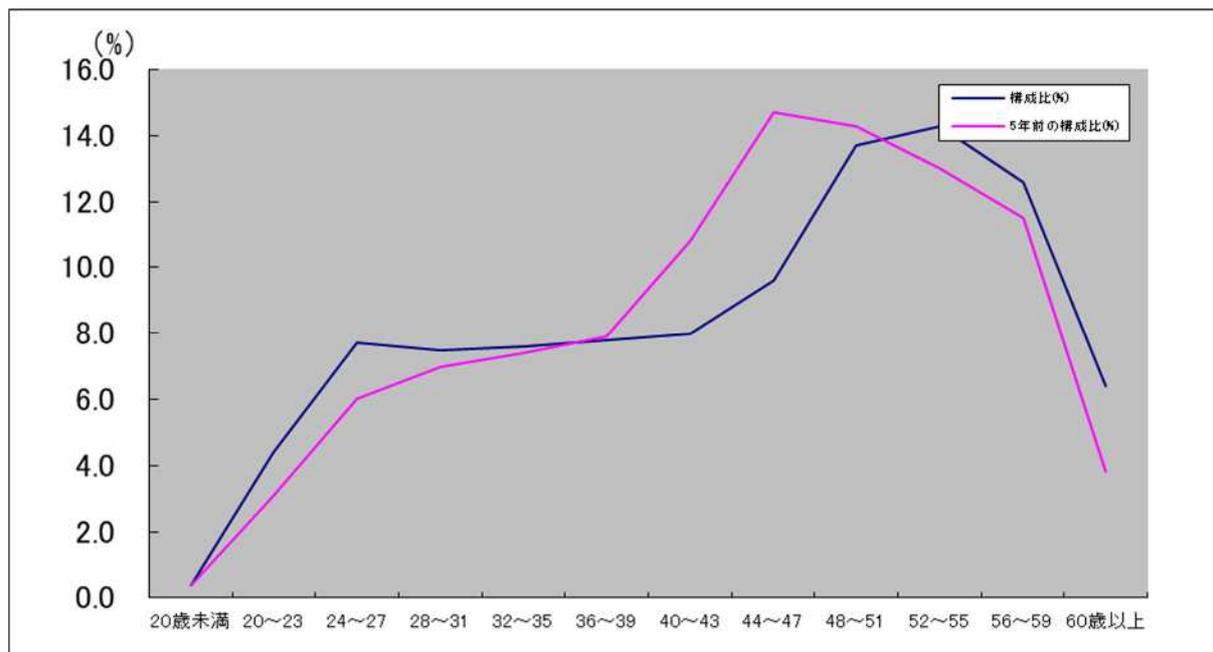
(各年4月1日現在)

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
一般行政部門	議 会	37	37	0	・事務事業の見直し等による増減 【増事由】 【民政部門】 ・子ども政策局新設 【減事由】 【総務企画部門】 ・国体・全国障害者スポーツ大会関係課 廃止 【衛生部門】 ・新型コロナウイルス感染症対応に係る 体制縮小
	総務企画	926	831	△ 95	
	税 務	163	166	3	
	民 生	473	500	27	
	衛 生	659	640	△ 19	
	労 働	108	106	△ 2	
	農林水産	1,521	1,503	△ 18	
	商 工	194	196	2	
	土 木	847	848	1	
	小 計	4,928	4,827	△ 101	
特別行政部門	教 育	15,409	15,456	47	
	警 察	3,441	3,414	△ 27	
	小 計	18,850	18,870	20	
公営企業等 会計部門	病 院	987	980	△ 7	
	そ の 他	38	39	1	
	小 計	1,025	1,019	△ 6	
総 合 計		24,803 (28,177)	24,716 (28,091)	△ 87 (△ 86)	

(注) 1 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

2 ()内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	99	1,089	1,904	1,853	1,885	1,924	1,988	2,366	3,393	3,535	3,105	1,575	24,716

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別	年度						過去5年間の増減数（率）
	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	
一般行政	5,026	4,997	4,959	4,958	4,928	4,827	△199(△4.0%)
教育	15,152	15,242	15,308	15,338	15,409	15,456	304(2.0%)
警察	3,490	3,488	3,498	3,483	3,441	3,414	△76(△2.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(- %)
普通会計計	23,668	23,727	23,765	23,787	23,778	23,697	29(0.1%)
公営企業等会計計	1,026	1,032	1,026	1,033	1,025	1,019	△7(△0.7%)
総合計	24,694	24,759	24,791	24,812	24,803	24,716	22(0.1%)

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
5年度	353,554	33,450	24,085	6.8	5.7

区分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
5年度	4	15,142	2,265	6,678	24,085	6,021	6,341

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (5年度)
鹿児島県	44歳	322,650円	454,583円
団体平均	44.8歳	342,602円	528,333円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 千円	— 千円	1,488千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75) 月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	同	—
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分		
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分		
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分		
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額		7,005千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	233千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	58千円
支給実績（4年度決算）	801千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	200千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		千円	円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		876 千円	219,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		151 千円	37,683 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		600 千円	149,925 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		千円	円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	同		千円	円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
5年度	21,372,627	1,039,852	11,586,384	54.2	55.3

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
5年度	1,180	4,107,571	2,380,491	1,638,715	8,126,777	6,887	7,713

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額 (5年度)
鹿児島県	41.7歳	321,549円	600,187円
団体平均	41.8歳	348,061円	637,307円
医師	41.0歳	574,559円	1,449,897円
看護師	40.1歳	312,661円	518,809円
事務職員	45.4歳	328,324円	528,274円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,384千円		1,566千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.4月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.97月分 (0.935) 月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	同	—
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分		
勤続35年 39.7575月分 47.709月分		
最高限度額 47.709月分 47.709月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 — —		4,797千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給総額(令和5年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		—	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師	22~24%	106人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師	~ %	—

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給総額(5年度決算)		—		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		—		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	①助産師, 看護師, 准看護師, 臨床工学技士 ②事務, 精神保健福祉士 ③医師, 看護師	①感染症患者等の看護作業等に從事(患者等と接する作業に從事) ②家畜伝染病のまん延防止に伴う家畜の死体の埋却, 畜舎等の消毒作業等 ③家畜伝染病のまん延防止に伴う作業に從事した職員に係る健康診断等に從事	23,510千円	①日額290円(日額580円) ②日額380円 ③医師1回30,000円 看護師1回10,000円
放射線取扱手当	医師, 診療放射線技師, 看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に從事	4,099千円	日額250円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	14千円	日額290円
夜間看護等手当	①助産師, 看護師, 准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員(③を除く。) ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員 ④患者の外泊に同行する職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜(22:00~5:00)時間を含む夜間の勤務に從事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け, 正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に從事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け, 正規の勤務時間が割り振られた日の22時から翌日5時までの時間において手術等の業務に從事 ④始良病院の職員が患者の外泊に同行する業務に從事	千円 171,908	①1回2,150~7,300円 ②1回1,620円 ③1回5,000~15,000円 ④1回2,000円

医療業務従事手当	①始良病院に勤務する医師 ②始良病院に勤務する看護師，保健師，心理療法士，医療福祉支援職及び患者係事務職員(5病院) ③県立病院(5病院)に勤務する薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，臨床工学技士，栄養指導等の業務に従事する栄養士 ④始良病院以外の看護師，コメディカル，現業(別途定められた職種) ⑤薬剤師及び始良病院の看護師，コメディカル，現業(別途定められた職種)	該当職員が所掌する業務に従事	千円 137,788	①日額 1,500円 ②日額 500円 ③日額 1,000円 ④月額 7,500円 ⑤月額 5,000円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員(医師，歯科医師である職員を除く。)のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し，当該専門性に関する業務，研究又は指導に従事	3,650千円	日額250円 (ただし，感染管理認定看護1,000円(日額))
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	440千円	1回 20,000円
ドクターヘリ救急医療業務手当	①医師，歯科医師 ②看護師等その他の医療技術職員	ドクターヘリに搭乗し，医療行為等の業務に従事	2,388千円	①1回 5,000円 ②1回 3,000円
救急情報センター業務手当	始良病院に勤務する医師	救急情報センター業務に従事	1,120千円	1回 5,000円
新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当	ワクチン集団接種等への派遣	①医師：4時間15分以内 ②医師：4時間15分超 ③医師以外：4時間15分以内 ④医師以外：4時間15分超 ⑤宿泊療養施設への派遣等， ⑥他医療機関への看護師派遣， ⑦他医療機関等への職員派遣	314千円	①20,000円 ②30,000円 ③7,000円 ④10,000円 ⑤10,000円 ⑥20,000円 ⑦2,000円 ※全て日額
災害応急作業等手当	医師，看護師	災害救助法の適用区域において行う作業のうち，困難性があると管理者が認める作業	—	530円/日

(注) 特殊勤務手当は，著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	563,905千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	565千円
支給実績(4年度決算)	604,800千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	602千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)	
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		35,458 千円	1,108,053 円	
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	同		502,689 千円	4,448,571 円	
	初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額： 月額30,000円から110,000円の範囲内	異			病院事業独自の基準により加算額を支給
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		112,920 千円	250,378 円	
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		75,370 千円	250,399 円	
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同	104,937 千円	137,353 円	
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合）	同			
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円	同	34,581 千円	566,905 円	
		②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円				
特地勤務手当	離島等の生活不慣れた地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	月額：給料等×支給割合(12/100)	同	194,450 千円	502,455 円	
		※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	同			
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)	同	95,521 千円	190,660 円	
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 × 支給割合(135/100)	同	119,577 千円	137,920 円	
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,400円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 21,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,500円/回	同	59,001 千円	375,803 円	
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	週休日等	同	2,127 千円	177,250 円	
		平日夜間				
		・部長級 12,000円/回				6,000円/回
		・次長級 10,000円/回				5,000円/回
		・課長級 8,000円/回				4,000円/回
・補佐級 6,000円/回	3,000円/回					
※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。						